

相続税の申告要否判定コーナー入力例

特例適用・税額計算 シミュレーションの入力編

目 次

1	「特例適用・税額計算シミュレーション入力」画面（入力前）	1
2	「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」画面	3
3	「相続税の税額計算（「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」）画面	5
4	「特例適用・税額計算シミュレーション入力」画面（入力後）	7

特例適用・税額計算シミュレーションの入力編

特例適用・税額計算シミュレーションを行う場合の入力方法をご説明します。

なお、「トップ画面」から当画面までの操作方法については、「操作事例編」をご確認ください。

1 「特例適用・税額計算シミュレーション」画面（入力前）

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナー

トップ画面

推奨環境等

法定相続人の数の入力

相続財産等の入力

申告要否判定

留意事項

印刷・終了

特例適用・税額計算 シミュレーション

① 当画面の入力例

「1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」を適用しない場合は、「2 各人の納付すべき税額」へ進んでください。

1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)

「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックすると、小規模宅地等(特定居住用宅地等)の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「相続財産の合計額」欄に小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)適用後の金額が表示されます。)

② 小規模宅地等の特例の適用

③

項目	特例適用前の金額	特例適用後の金額	
① 相続財産の合計額	125,000,000円		円
② 債務及び葬式費用の合計額	5,000,000円		円
③ 純資産価額(①-②)(赤字のときは0)	120,000,000円		円
④ 相続開始前の3年以内の贈与財産の合計額	0円		円
⑤ 教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	0円		円
⑥ 課税価格の合計額	120,000,000円		円
⑦ 遺産に係る基礎控除額	48,000,000円		円
⑧ 課税遺産総額(⑥-⑦)(赤字のときは0)	72,000,000円		円

※1 「小規模宅地等の特例」を適用する場合は、課税価格の合計額(上記表の「⑥課税価格の合計額」の特例適用後の金額)が遺産に係る基礎控除額以下であっても、相続税の申告をする必要があります。

※2 「⑧課税遺産総額」の判定結果が「0」の場合であっても、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

2 各人の納付すべき税額(配偶者の税額軽減(配偶者控除)の適用を含む。)

「相続税の税額計算」ボタンをクリックすると、相続税の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「各人の納付すべき税額」欄に金額が表示されます。)

④ 相続税の税額計算

⑤

項目	被相続人との続柄	納付税額
⑤ 各人の納付すべき税額	配偶者	円
	子供1	円
	子供2	円

⑥ ※ 本画面を印刷したい場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。 印刷

⑦

※1 この税額計算には、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人である場合の「相続税の2割加算」は考慮していませんので、ご注意ください。

※2 この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

⑧ < 戻る
⑨ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(C) NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックすると、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の計算を行う入力画面へ遷移します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当コーナーの「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」を受ける場合のシミュレーションは、ご利用できませんのでご注意ください。

・「土地等の入力」画面の入力が無い場合

・「土地等の入力」画面で、入力した土地等の利用区分が「自用地」又は「借地権」
以外の場合

・土地等ごとの各評価額を算出せずに合計欄に金額をまとめて入力している場合

・土地等ごとの各評価額の合計と合計欄の金額が一致していない場合

- ③ ②の「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」画面での入力が終了すると、「特例適用後の金額」欄に入力結果が表示されます。入力内容の修正や確認を行う場合は、再度「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックします。
- ④ 「相続税の税額計算」ボタンをクリックすると、相続税の計算を行う入力画面へ遷移し、各人の納付すべき税額（「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」）を計算することができます。ただし、次の場合は、「相続税の税額計算」は利用できません。

・法定相続人の数が「0人」又は「5人を超える」場合

また、次の場合は、「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」の適用はありませんのでご注意ください。

・「法定相続人の数の入力」画面で、「配偶者はいない」を選択した場合

- ⑤ 「相続税の税額計算」画面での入力が終了すると、入力結果が表示されます。入力内容の修正や確認を行う場合は、再度「相続税の税額計算」ボタンをクリックします。
- ⑥ 「印刷」ボタンをクリックすると、当画面の内容を印刷することができます。
- ⑦ この税額計算には、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合の「相続税の2割加算」は考慮しておりませんので、ご注意ください。

また、この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。

正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

- ⑧ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「申告要否判定」画面へ戻ります。
- ⑨ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

2 「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用 ①

当画面の入力例

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)については、相続開始の直前における宅地等の利用状況など、適用要件がありますので、**適用要件**を確認の上、小規模宅地等の特例の計算を行ってください。
入力が終了したら、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

1 適用要件の確認

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)について、適用要件の確認をする方は、「適用要件の確認」ボタンをクリックしてください。適用要件の確認がお済みの方は、「2 小規模宅地等の特例の計算」へ進んでください。

② 特定居住用宅地等の適用要件の確認

2 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の計算

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)を適用する宅地等の「適用面積」欄に適用する宅地等の面積を入力してください。
③ 「計算」ボタンをクリックすると、「特例適用後の評価額」欄に評価額が表示されます。

No	評価方式	利用区分 借地権割合	所在地		評価額	適用面積	計算
		路線価・ 固定資産税 評価額	面積 (持分割合相当)	倍数		特例適用後の 評価額	
1	路線価	自用地 220,000 円	東京都●●区●●町1丁目1-1		72,600,000 円	<input style="width: 50px;" type="text" value="330"/> m ² 14,520,000 円	④ <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">計算</div>
2							
3							
4							

※ この税額計算シミュレーションにおいては、「適用面積」を小数第2位までで計算していますので、「特例適用後の評価額」は、相続税の申告書を用いて計算した場合と差異が生じることがあります。

3 評価額

⑤

評価額の合計	特例適用前の評価額	特例適用後の評価額
	72,600,000 円	14,520,000 円

⑥ ※ 本画面を印刷したい場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。 印刷

⑦

※ この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。
正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

⑨ < 戻る

⑧ 入力内容をクリア

⑩ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 Copyright©2016 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）」について、適用要件を確認する場合は、「特定居住用宅地等の適用要件の確認」ボタンをクリックします。
- ③ 「土地等の入力」画面で入力した内容が表示されます。

なお、当コーナーにおいて、「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）」が適用できる土地等の利用区分は、「自用地」及び「借地権」の場合となります。「適用面積」欄に「小規模宅地等の（特定居住用宅地等）」を適用する宅地等の面積を入力します。

④ ③の入力が終了したら、「計算」ボタンをクリックします。

⑤ ④で「計算」ボタンをクリックすると、「特例適用後の評価額」欄に評価額が表示されます。

なお、適用面積の上限（限度）は330㎡（複数の土地を対象とする場合はその合計）となります。

⑥ 「印刷」ボタンをクリックすると、当画面の内容を印刷することができます。

⑦ この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。

正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

⑧ 入力した内容を削除する場合は、「入力内容をクリア」ボタンをクリックします。

⑨ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「特例適用・税額計算シミュレーション」画面へ戻ります。

⑩ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

3 「相続税の税額計算（「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」）画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

相続税の税額計算（「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」）

① 当画面の入力例

各人の課税価格の計算を基に、相続税の税額計算（「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」）を行います。入力終了したら、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

1 各人の課税価格の合計額

各人の課税価格の合計額を計算します（法定相続分に応じた割合を表示しています。）。また、相続開始3年以内の贈与財産又は教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額がある場合は、財産を取得した人に金額を入力してください。

なお、実際の相続内容に応じて計算する場合は、「実際の相続内容に応じ計算」を選択し、各人の相続財産の合計額等に金額を入力してください（「残」欄が0円となるよう、金額を入力してください。）。
 法定相続分の割合で計算 実際の相続内容に応じ計算

②

項目	相続財産の合計額	債務及び葬式費用の合計額	相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	課税価格 (1,000円未満切捨て)
合計	66,920,000 円	5,000,000 円	0 円	0 円	61,920,000 円
配偶者	33,460,000 円	2,500,000 円	<input type="text" value="0"/> 円		30,960,000 円
子供1	16,730,000 円	1,250,000 円	<input type="text" value="0"/> 円	<input type="text" value="0"/> 円	15,480,000 円
子供2	16,730,000 円	1,250,000 円	<input type="text" value="0"/> 円	<input type="text" value="0"/> 円	15,480,000 円
残	0 円	0 円	0 円	0 円	

【ご注意ください】

※ 当コーナーは、相続財産の合計額のうち、「生命保険金等・死亡退職金等（みなし相続財産）」及び「相続時精算課税適用財産」についても、便宜上、法定相続分の割合で計算していますので、正確な税額は算出されません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

2 相続税の総額

「計算」ボタンをクリックすると、相続税の総額が計算されます。なお、計算方法については、[こちら](#)をご覧ください。

③

被相続人との続柄	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額 (1,000円未満切捨て)	相続税の総額の基となる税額	計算
配偶者	1/2	6,960,000 円	696,000 円	計算
子供1	1/4	3,480,000 円	348,000 円	
子供2	1/4	3,480,000 円	348,000 円	
相続税の総額(100円未満切捨て)			1,392,000 円	

3 配偶者の税額軽減（配偶者控除）の計算

配偶者の税額軽減（配偶者控除）は次のとおりです。

④

項目	算出した相続税額	配偶者の税額軽減額	納付税額
配偶者	696,000 円	696,000 円	0 円

⑤ ※ 本画面を印刷したい場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。 印刷

⑥

※ この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

⑧ < 戻る

⑦ 入力内容をクリア

⑨ 入力終了（次へ）>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 各人の課税価格の合計額を計算するため、「法定相続分の割合で計算」又は「実際の相続内容に応じ計算」のいずれかをラジオボタンから選択します。初期設定では、「法定相続分の割合で計算」を選択しています。

また、「相続開始前3年以内の贈与財産の合計額」又は「教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額」がある場合は、その財産を取得した人に金額を入力します。

該当する金額が無い場合には、必ず「0」を入力します。

なお、当コーナーは、相続財産の合計額のうち、「生命保険金等・死亡退職金等（みなし相続財産）」及び「相続時精算課税適用財産」について、便宜上、法定相続分の割合で計算しています。本来の計算方法とは異なりますので、ご注意ください。
- ③ 「計算」ボタンをクリックすると、②の「各人の課税価格の合計額」を基に「相続税の総額」が計算されます。
- ④ 「1 各人の課税価格の合計額」及び「2 相続税の総額」を基に「配偶者の税額軽減額（配偶者控除）」が計算されます。

なお、「法定相続人の数の入力」画面で「配偶者はいない」を選択した場合は、「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」の適用はありません。
- ⑤ 「印刷」ボタンをクリックすると、当画面の内容を印刷することができます。
- ⑥ この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。
- ⑦ 入力した内容を削除する場合は、「入力内容をクリア」ボタンをクリックします。
- ⑧ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「特例適用・税額計算シミュレーション」画面へ戻ります。
- ⑨ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

4 「特例適用・税額計算シミュレーション」画面（入力後）

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナー

トップ画面

推奨環境等

法定相続人の数の入力

相続財産等の入力

申告要否判定

留意事項

印刷・終了

特例適用・税額計算 シミュレーション

当画面の入力例

「1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」を適用しない場合は、「2 各人の納付すべき税額」へ進んでください。

1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)

「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックすると、小規模宅地等(特定居住用宅地等)の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「相続財産の合計額」欄に小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)適用後の金額が表示されます。)

小規模宅地等の特例の適用

①

項目	特例適用前の金額	特例適用後の金額
① 相続財産の合計額	125,000,000 円	66,920,000 円
② 債務及び葬式費用の合計額	5,000,000 円	5,000,000 円
③ 純資産価額(①-②)(赤字のときは0)	120,000,000 円	61,920,000 円
④ 相続開始前の3年以内の贈与財産の合計額	0 円	0 円
⑤ 教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	0 円	0 円
⑥ 課税価格の合計額	120,000,000 円	61,920,000 円
⑦ 遺産に係る基礎控除額	48,000,000 円	48,000,000 円
⑧ 課税遺産総額(⑥-⑦)(赤字のときは0)	72,000,000 円	13,920,000 円

※1 「小規模宅地等の特例」を適用する場合は、課税価格の合計額(上記表の「⑥課税価格の合計額」の特例適用後の金額)が遺産に係る基礎控除額以下であっても、相続税の申告をする必要があります。

※2 「⑧課税遺産総額」の判定結果が「0」の場合であっても、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

2 各人の納付すべき税額(配偶者の税額軽減(配偶者控除)の適用を含む。)

「相続税の税額計算」ボタンをクリックすると、相続税の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「各人の納付すべき税額」欄に金額が表示されます。)

相続税の税額計算

②

項目	被相続人との続柄	納付税額
③ 各人の納付すべき税額	配偶者	0 円
	子供1	348,000 円
	子供2	348,000 円

③ ※ 本画面を印刷したい場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。 印刷

④ ※1 この税額計算には、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人である場合の「相続税の2割加算」は考慮していませんので、ご注意ください。

※2 この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。

⑤ < 戻る

⑥ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(C) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」画面での入力終了すると、「特例適用後の金額」欄に入力結果が表示されます。
- ② 「相続税の税額計算」画面での入力終了すると、入力結果が表示されます。
- ③ 「印刷」ボタンをクリックすると、本画面の内容を印刷することができます。
- ④ この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の見当を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。
- ⑤ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「申告要否判定」画面へ戻ります。
- ⑥ 入力終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。